

新しい形の権利証の注意点

新しい権利証（今回発行の登記識別情報）は**パスワード型の権利証**です。

新しい権利証の下の方に張ってある**緑色のシールの下に12桁のパスワード**（数字とアルファベット）が書かれています。

それが、今後登記の時に必要になる情報（パスワード）です。

つまり、以前の紙とは違い、その**パスワードさえあれば登記ができる**こととなります。

（以前発行された、法務局の印鑑のある「権利証」はこれまでどおり使えます。）

誰か知らない人がパスワードをメモし、それを持って外に出るとどうなるでしょう。

その場合、たとえパスワードが書かれている新しい権利証が自宅にあったとしても、昔で言えば紙の**権利証を盗まれた**ことと同じになります。

したがって、**新しい権利証（暗証番号型）は簡単に人に見せてはいけない書面**となりました。

そのため、シールを貼ったままにして、誰にも見せないよう注意が必要です。

また、不動産の名義を変えるには**権利証のほかに印鑑証明書（印鑑カード）と実印の押印**が必要になります。

そのため、**この3つを一緒に保管してはいけません。**

仮に一つの袋に入れておいた場合、その袋を盗んだ人は登記ができてしまいます。

よって、**それぞれを別のところに保管**する。

いっきに盗まれないようにする。

そのような防衛手段をとるべきです。

以上から、今回のパスワード型の新しい権利証は

- 1 **誰にも見せてはいけない**
- 2 **実印、印鑑証明書（印鑑カード）とは別に保管する**

といった点を注意の上、保管ください。

